

備 考

- 1 「基準地番号」の欄において、一連番号の前に付されている5及び9の見出しの数字は、原則として、当該基準地がそれぞれ商業地域及び工業地域にあることを示し、見出し数字を付していないものは、住宅地域にあることを示す。

なお、*印は地価公示の標準地（価格判定の基準日令和8年1月1日）と同一地点である基準地である。

- 2 「基準地の1平方メートル当たりの価格」及び「基準地の10アール当たりの価格」欄には、令和8年7月1日における単位面積当たり（宅地は1平方メートル、林地は10アール）の標準価格を表示した。

なお、この標準価格とは「土地について自由な取引が行われるとした場合における通常成立すると認められる価格（当該土地に建物その他の定着物が存する場合又は当該土地に関して当該土地の使用及び収益を目的とする権利が存する場合には、これらの定着物又は権利が存しないものとして通常成立すると認められる価格）」をいうものであり、売り手、買い手の双方に売り急ぎ、買い進み等の特殊な事情がない取引において認められる価格を示すものである。

- 3 「基準地の所在及び地番並びに住居表示」欄において、基準地が土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業の一時利用地となっている場合には、原則として、その場所の当該事業による整理前の所在及び地番並びにその場所の当該事業による工区名、街区番号、符号等を表示し住居表示がある場合には当該住居表示を表示した。

- 4 「基準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に登録されている地積（土地の一部が借地である基準地については当該借地の面積、土地区画整理事業の仮換地又は土地改良事業の一時利用地である基準地については当該仮換地等の指定地積）を表示し、1平方メートル未満の端数は切り捨てた。また、基準地の筆の一部が私道となっている場合には、私道部分を含めて全筆の地積を表示した。

- 5 「基準地の形状」欄には、基準地の間口と奥行のおおむねの比率（宅地見込地にあつては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺と、この辺から対辺までの長さの比率）を左側に間口、右側に奥行の順で表示した。なお、形状は、台形、不整形等と特に表示しない限り四角形である。

- 6 「基準地の利用の現況」欄には、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字は、その階層（地下階層がある場合には、地上階層はFを、地下階層はBを付してある。）を表示した。

鉄骨鉄筋コンクリート造	・・・・・・SRC
鉄筋コンクリート造	・・・・・・RC
鉄骨造	・・・・・・S
ブロック造	・・・・・・B
木造	・・・・・・W

- 7 「基準地の前面道路の状況」欄には、前面道路の方位、幅員、舗装の状況、道路の種別及びその他の接面道路の順に表示した。なお、道路の種別は、次の区分により表示した。また、前面道路の舗装の状況は、未舗装と特に表示しない限り舗装済みである。

（1）道路法（昭和27年法律第180号）の道路は、「国道」、「県道」等

- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号及び第3号による道路並びに同条第2項による道路でその敷地が国又は地方公共団体の所有であるものは、「道路」
- (3) 土地区画整理事業又は土地改良事業の施行地区内の道路（道路法の道路及びその敷地が国又は地方公共団体の所有であるものを除く。）は、「区画街路」

8 「基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況」欄については、次により表示した。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によってこれらの水道から給水可能な場合には、「水道」と表示した。
- (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）による一般ガス事業又は簡易ガス事業により供給されている場合及び通常の工事負担によってこれらのガス事業からガス供給が可能な場合には、「ガス」と表示した。
- (3) 基準地が下水道法（昭和33年法律第79号）の処理区域内にある場合には、「下水」と表示した。

9 「基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況」欄には、原則として、基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50m未満の場合は、「近接」と表示した。

10 「基準地に係る都市計画法その他の法令に基づく制限で主要なもの」欄については、次により表示した。

(1) 用途地域等は次の略号で表示した。なお、市街化区域は特に表示していない。

第1種低層住居専用地域	・・・1低専	第2種低層住居専用地域	・・・2低専
第1種中高層住居専用地域	・・・1中専	第2種中高層住居専用地域	・・・2中専
第1種住居地域	・・・1住居	第2種住居地域	・・・2住居
準住居地域	・・・準住居	近隣商業地域	・・・近 商
商業地域	・・・商 業	準工業地域	・・・準 工
工業地域	・・・工 業	工業専用地域	・・・工 専
防火地域	・・・防 火	準防火地域	・・・準 防
市街化調整区域	・・・「調区」		

市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域・・・（都）

都市計画区域以外の地域・・・都計外

地域森林計画対象民有林・・・地森計

国定公園第3種特別地域・・・国定公、特別（3種）

国定公園普通地域・・・国定公、普通

(2) 用途地域については、（ ）内の左側に指定建ぺい率、右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。また、用途指定のない市街化調整区域内宅地、用途指定のない市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域についても、（ ）内の左側に指定建ぺい率、右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。

なお、指定容積率に★印がついているものは、指定容積率を上回る容積率を使用することを前提に価格を決定している地点である。

11 表示は、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（令和8年7月1日）における状況により行った。